

愛荘町

新型インフルエンザ等業務継続計画

愛荘町

平成27年1月

目 次

第1章	計画策定の目的と方針	1
第1節	業務継続計画（BCP）とは	
第2節	対策行動計画と業務継続計画との関係	
第2章	発生段階の区分	1
第3章	新型インフルエンザ等BCPの基本的な考え方	1
第4章	新型インフルエンザ等BCP実施時に行う業務について	2
第1節	優先区分の内訳	
第2節	関係者への周知	
第3節	休止業務に関する対応	
第4節	再開準備業務	
第5節	新型インフルエンザ等対策本部で決定された業務	
第6節	緊急対応	
第5章	新型インフルエンザ等BCPの発動	3
第1節	発動の決定	
第2節	発動後の態勢	
第6章	新型インフルエンザ等BCP実施時の全庁的な人員配置について	3
第7章	BCP業務選定表（各課）	4

第1章 計画策定の目的と方針

第1節 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、ヒト・モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務の業務継続に必要な資源の確保や配分をおこなない、手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、新型インフルエンザ等発生時にあっても、影響を最小限に抑え適切な業務執行を行うことを目的とした計画を定める。

第2節 対策行動計画と業務継続計画との関係

特措法に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ及び新感染症に関する愛荘町の対策は、「愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画」にまとめられているが、この計画を適切に実行するために新型インフルエンザ等発生時の業務対応をあらかじめ決めておくことが極めて重要である。

このため、「新型インフルエンザ等業務継続計画」を作成することとし、特に町民生活の維持に必要な不可欠な業務を継続することに重点をおいた体制を構築するものとする。

第2章 発生段階の区分

1. 発生段階の区分

各段階の概要と対策は、「愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画」の各発生段階のとおりとする。

第3章 新型インフルエンザ等BCPの基本的な考え方

1. 新型インフルエンザ等の流行時においても、町民生活の維持に必要な業務を継続する。

本町では、町民生活の維持に必要な不可欠である様々な行政サービスを提供しており、そのような業務については、新型インフルエンザ等の流行時においても継続していかなければならない。

2. 感染拡大を防止する観点から不急業務を縮小・休止し、限られた職員のもとで優先し実施すべき業務を選定する。

3. 社会機能の維持に関わる事業の職員は、感染拡大防止を徹底するとともに、本計画に沿って事業の継続に努めるものとする。

新型インフルエンザ等の発生時に業務を継続するにあたっては、来庁者及び職員等へ感染拡大を防止するため、十分な感染防止策を講じること。そのため、人命の安全確保を第一に考えて、感染防止策の順守を要請する。

職場・窓口等で感染の疑いのある人が発見された場合を想定して、その対処方法を定めておくなど、必要な措置を講じる。

第4章 新型インフルエンザ等 BCP 実施時に行う業務について

第1節 優先区分の内訳

町民・職員への感染拡大を防止するため不急の業務を縮小・休止するとともに、次に示す町民の身体・生命・財産を直接支える優先的継続業務は、感染のピーク期間中継続することが必要である。

【優先的継続業務】

医療・感染症対策業務

下水道維持管理業務

ごみ収集・処理業務

斎場許可発行事務

危機管理業務

本町の重要な意思決定に必要な業務

第2節 関係者への周知

新型インフルエンザ等の大規模流行により閉鎖する施設について、防災行政無線、ホームページなどにより町民に周知するものとする。

第3節 休止業務に関する対応

新型インフルエンザ等の大規模流行により縮小・休止・中止・延期等をする業務並びに継続して実施する業務について、防災行政無線、ホームページなどにより町民に周知するものとする。

第4節 再開準備業務

新型インフルエンザ等の流行のピークを越えたと判断できる状態になれば、事業継続計画を見直し、通常の社会活動の体制に移行できるよう準備を行うものとする。

第5節 新型インフルエンザ等対策本部で決定された業務

業務継続計画（BCP）で示す新たに発生する業務及び継続業務の合わせた非常時優先業務を実施するものとする。

第6節 緊急対応

新型インフルエンザ等が発生した場合には、学校、幼稚園、保育園、福祉施設等では集団感染が広がりやすく、これらの施設で感染が起こった場合、地域での流行の中心となる危険性があるため、臨時休校・休園を要請するものとする。さらに、外出や集会の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させるものとする。

第5章 新型インフルエンザ等 BCP の発動

第1節 発動の決定

町内で新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策本部は、各課・事務局にBCP（業務継続計画）の発動をするものとする。

第2節 発動後の態勢

各課・事務局は、平時の業務を停止し、BCP（業務継続計画）に基づき業務を実施するものとする。なお、BCP（業務継続計画）により縮小・休止・中止・延期等された業務並びに継続して実施している業務について町民に周知するものとする。

第6章 新型インフルエンザ等 BCP 実施時の全庁的な人員配置について

感染のピーク時には、出勤職員の不足で優先的継続業務の遂行に支障を来たすことが考えられるため、各課・事務局の出勤状況により、総務課が必要に応じて各課・事務局を超えて職員の配置調整を行うものとする。

第7章 BCP 業務選定表(各課)

A	従来どおり、継続しなければならない事務事業	町民の生活を支える上で、休止することができない事務事業については、感染防止対策を講じつつ、規模を縮小するなどして継続します。
B	取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	窓口での町民同士の接触を避けるなど、感染拡大の危険性を回避するための方策を講じつつ、取り扱いを変更するなどして対応します。
C	中断および中止する事務事業	窓口での町民同士の接触を避けるなど、感染拡大の危険性がなくなるまでの間、中断または中止します。
D	使用中止施設	多くの人が集まる施設等の場の提供を続けると、利用者間で感染が拡大する危険性が高くなります。町立施設の使用は、感染拡大の可能性がなくなるまで一時的に中止し、既に予約されている場合は、取り消しを行います。

●BCP業務選定表

課 名	議会事務局
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
議会議員への連絡調整に関すること	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・本会議に関すること ・委員会(常任委員会・特別委員会)に関すること ・全員協議会(議会前)に関すること 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会(定例)に関すること 	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課名	会計室
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関等との連絡調整に関すること ・ 各部局との連絡調整に関すること ・ 財務会計システムの運用に関すること ・ 支出命令書等の審査、支払事務に関すること ・ 公金の収納、収入伝票等の担当所管への回付に関すること ・ 資金管理、基金管理に関すること ・ 現金の出納、保管に関すること ・ 物品の出納、保管に関すること ・ その他会計事務(毎日処理が必要)に関すること 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大により派出所窓口業務について行員の派遣が困難となった場合は、指定金融機関との連携を密にし、公金の収納・支払(小切手の振出)業務を最優先として臨機に対応する。 ・ 各所管からの財務会計システムに関する問い合わせは、電話に限定して対応する。 ・ その他会計事務(職員の出勤状況により、毎日処理する必要性が低いものについては、臨機に対応する。) 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月関係所管へ出向いて実施している釣り銭の検査・確認事務に関すること ・ 財務事務研修会に関すること 	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課名	総合政策課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への情報提供（電話、FAXによる対応）に関する事 ・ホームページ、フェイスブックを通じた啓発に関する事 ・DVへの対応に関する事
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報刊行物の発行その他広報活動に関する事 ・外国人の支援、定住外国人生活支援員の相談窓口に関する事 ・地域コミュニティ施策の推進に関する事
C 中断および中止する事務事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の悩み相談に関する事 ・多文化共生(国際交流協会事業における役員会や日本語教室等)に関する事 ・姉妹都市交流事業(夢架橋派遣)に関する事 ・広聴活動に関する事 ・男女共同参画に係る施策の推進に関する事
D 使用中止施設	
	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知川駅コミュニティ施設 ・愛荘自然観察の森

●BCP業務選定表

課名	総務課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策に関すること ・ ワクチン、マスク、消毒薬等、感染拡大の防止に関すること ・ 消防団の組織運営に関すること ・ 町地域防災計画および国民保護計画に関すること ・ 防災行政無線の放送と管理運営に関すること ・ 職員の発症及び勤務状況を把握し、必要とされる部署への配置など動員整理に関すること ・ 職員の健康管理に関すること ・ 財務会計システムの運用に関すること 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料法律相談、行政相談、消費生活相談に関すること ・ 各庁舎は開館するが、感染拡大を防ぐため必要な措置を講じる ・ 災害等が発生した場合は、随時対応する 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員会等に関すること 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知川消防センター ・ 秦荘消防センター 	

●BCP業務選定表

課名	管理課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算組織の管理運営に関すること ・庁舎、庁用自動車および物品の管理に関すること(庁舎のみ) 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・工事委託業務等および物品購入の入札に関すること ・庁舎、庁用自動車および物品の管理に関すること(庁用自動車のみ) 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・財産の取得、管理および処分に関すること ・契約および契約審査会に関すること ・工事委託業務等および物品購入の検査に関すること ・情報管理の総合的な企画および調整に関すること ・電子計算組織適用業務委託の調整に関すること ・統計および調査に関すること ・その他課内の他の係に属さない事項に関すること ・庁舎、庁用自動車および物品の管理に関すること(物品のみ) 	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課名	税務課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・町民税(県民税を含む。)、軽自動車税、町たばこ税の賦課および徴収に関する事 ・国民健康保険税の賦課および徴収に関する事 ・固定資産税の賦課および徴収に関する事 ・滞納整理および滞納処分に関する事 ・税務に関する証明書の交付に関する事 ・税外収入に関する事 	
C 中断および中止する事務事業	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課名	住民課・秦荘サービス室
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍の届出の受付および埋火葬許可書発行事務に関する事 ・ 印鑑登録および印鑑登録証明書交付事務に関する事 ・ 住民票、戸籍証明書等の郵送による請求交付事務に関する事 ・ 自動交付機による証明書交付に関する事 ・ 自動車臨時運行証明書(愛知川庁舎のみ)に関する事 ・ 戸籍事務および住民基本台帳事務の市町村間の確認事務に関する事 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口での住民票、戸籍証明書等の交付に関する事 ・ 住民基本台帳カード交付、公的個人認証事務に関する事 ・ 国民健康保険の加入および保険証発行業務に関する事 ・ 後期高齢者医療保険証の発行業務に関する事 ・ 福祉医療費助成の申請および受給券発行業務に関する事 ・ 医療保険給付および町助成金等の申請受付業務に関する事 ・ 国民年金事務に関する事 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中断中止業務については、職員が聞き取りを行い、後日対応する。 ・ 転入、転居、世帯変更は、届出期間が14日以内であることを周知する。(柔軟に対応) ・ 閲覧等、その他の事務について、緊急性の高いものについては柔軟に対応する。 ・ 窓口延長業務(愛知川庁舎住民課)に関する事 ・ 職員の欠勤状況により、秦荘サービス室窓口業務を中断・中止する。 	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課名	環境対策課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境困りごと相談事業やゴミステーション等収集のトラブル解決に関すること ・資源ゴミ等収集業務に関すること ・生ゴミ処理業務に関すること ・し尿処理業務に関すること ・上水道の安定供給に関する業務に関すること ・環境保全に係る規制、指導及び監視に関すること ・火葬業務に関すること 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きの注意喚起に関すること ・ゴミ袋の販売(大口事業者含む)に関すること ・墓地の管理に関すること ・改葬等に関すること ・狂犬病予防に関すること ・環境保全に係る認可、届出等の受理に関すること ・自然環境の保全に関すること 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境パトロールに関すること ・ごみ清掃活動に関すること ・イベントの活動(環境教育、環境学習及び環境情報に関すること) ・動物の愛護及び管理に関すること ・環境に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること ・環境審議会に関すること ・環境保全に係る施策の推進に関すること 	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課名	福祉課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<p>地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受付、相談業務に関すること ・災害時要援護者および災害救助業務に関すること ・行旅病人及び行旅死亡人業務に関すること <p>高齢福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスに関すること ・緊急通報システム設置事業に関すること ・老人ホーム入所措置事業に関すること ・高齢者虐待(緊急性のみ対応)に関すること <p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口事務、処理期限が定められた法定事務に関すること <p>障がい福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、重度訪問介護、透析患者のための移動支援等訪問系サービス全般に関すること ・相談・認定調査業務に関すること <p>地域包括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援業務に関すること ・高齢者虐待(緊急性のみ対応)に関すること ・訪問事業に関すること 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<p>地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員への対応に関すること ・社会福祉協議会との連携に関すること ・赤十字分区および奉仕団活動に関すること <p>高齢福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急な相談や訪問業務に関すること ・福祉サービス調整会議に関すること <p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事務、給付事務、保険料事務に関すること ・介護サービス事業所との連絡・調整に関すること ・高齢者介護施設に関すること <p>障がい福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査事務に関すること ・障がい福祉サービス事業所との連絡・調整に関すること <p>地域包括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急な相談への対応に関すること 	

C 中断および中止する事務事業

地域福祉

- ・ 民生委員児童委員会議に関する事
- ・ 社会福祉団体の活動に関する事
- ・ 社会福祉協議会における関連会議に関する事
- ・ 各種委員会および会議に関する事
- ・ 指定管理業務に関する事

高齢福祉

- ・ 介護激励金支給事業・高齢者通院支援助成事業に関する事
- ・ 委託事業に関する事
- ・ ふれあいサロン等に関する事
- ・ 指定管理業務に関する事

介護保険

- ・ 保険料の徴収事務に関する事
- ・ 認定調査、サービス事業者に関する事
- ・ 認定審査会に関する事
- ・ 地域密着型サービス事業者のうち通所系サービスに関する事
- ・ サービス事業所に関する事

障がい福祉

- ・ 町内共同作業所に関する事
- ・ 町が行う地域生活支援事業に関する事
- ・ 障がい認定審査会に関する事
- ・ 愛犬つくし教室に関する事
- ・ サービス事業所に関する事

地域包括

- ・ 生活機能評価事業、出前講座、運動教室、介護支援専門員連絡会議に関する事
- ・ 地域ケア会議に関する事
- ・ ひまわり交流会等各種教室、研修会等に関する事

D 使用中止施設

- ・ 町立サービスセンターやすらぎ
- ・ 町立ふれあい共同作業所
- ・ 町立福祉センター愛の郷
- ・ 町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター
- ・ 町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター
- ・ 町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール
- ・ 町立福祉センターラポール秦荘はつらつドーム
- ・ 町立福祉センターラポール秦荘ふれあい広場

●BCP業務選定表

課名	子ども支援課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童等関係業務に関する事 ・ 児童手当、児童扶養手当の支給業務に関する事 ・ 保育所の申請受付業務に関する事 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種子育て相談に関する事 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各会議、委員会に関する事 ・ 保育園行事に関する事 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所(公立及び民間) ・ 病児・病後児保育 ・ 学童保育所 ・ 子育て支援センター ・ 愛の郷「わんぱく広場」 	

●BCP業務選定表

課名	健康推進課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理に関すること ・精神保健や虐待事例等、緊急を要する業務に関すること <p>〈新型インフルエンザ等の発生に関し、臨時に対応する事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等相談窓口に関すること ・住民を対象としたまん延防止対策と集団予防接種に関すること ・国・県の対策や方針等を医療機関に情報提供すること 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターの管理及び運営に関すること ・母子健康手帳の交付に関すること ・予防接種に関すること ・感染症および結核予防に関すること ・精神保健に関すること ・母子保健の推進に関すること ・歯科保健の推進に関すること ・健康づくりの推進に関すること ・発達支援の推進に関すること ・保健事業の医療費助成に関すること ・庁内他課との連携に関すること 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健・地域医療の企画及び調整に関すること ・地域の成人保健事業の実施に関すること ・食育の推進に関すること ・保健師活動の推進に関すること ・保健衛生の統計及び調査に関すること ・献血事業に関すること ・課内の庶務に関すること 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・秦荘保健センター 	

●BCP業務選定表

課 名	地域総合センター（3センター）
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・就労対策推進事業、各種相談事業に関すること 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・隣保館活動事業に関すること ・自治会が計画・運営する事業に関すること 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育集会所 ・老人憩いの家 	

●BCP業務選定表

課名	人権政策課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談2回/月(個人面談) 予防具の着用により 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・イベント、各委員会に関すること 	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課名	農林振興課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・農地および農業施設の災害発生時の緊急対応に関する事 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・工事の監督業務に関する事 ・各種申請事務の取り扱いに関する事 ・有害鳥獣駆除業務に関する事 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等に関する事 ・イベントに関する事 ・農業委員会総会に関する事 	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課 名	商工観光課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請事務に関すること ・小口簡易資金融資、中小企業信用保険法第2条第5項第5号認定申請(セティーネット事務の取り扱い、金融機関、町商工会との連携に関すること ・商工業の振興に関すること ・観光の振興に関すること ・観光振興計画に関すること ・商工業団体および観光振興団体の指導に関すること ・労政および勤労者の労働福祉に関すること ・企業内の人権に関すること ・伝統工芸品の振興に関すること ・企業誘致に関すること 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・イベント事業に関すること ・観光協会、商工会等関係団体に関すること ・農家民泊に関すること 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・近江上布伝統産業開館 ・湖東三山館あいしょう ・上記以外の観光施設への業務中止要請 	

●BCP業務選定表

課名	建設・下水道課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設の災害発生時の緊急対応に関すること ・公営住宅等管理の緊急対応に関すること ・汚水管渠及びマンホールポンプ等の維持管理に関すること 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川工事等の施工監督に関すること ・建築確認申請受付業務及び開発行為許可及び開発指導に関するにすること ・工事等の管理監督に関すること ・排水設備の受付、検査に関すること 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・各事業に対する関係業務に関すること ・関係機関等の協議に関すること ・水質測定業務に関すること ・設備保守点検業務に関すること 	
D 使用中止施設	

●BCP業務選定表

課名	教育振興課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の健康状態の把握、事故等への緊急対応に関する事 ・教職員の状況把握に関する事 ・県教育委員会との調整、連携に関する事 ・町内幼稚園、小学校、中学校との調整に関する事 ・虐待児童の対応に関する事 ・少年非行の防止や対応に関する事 	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校間、教育委員会との連絡に関する事 ・教育委員会等会議の開催に関する事 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事、部活動に関する事 ・教職員研修に関する事 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校 ・給食センター 	

●BCP業務選定表

課 名	図書館・びんてまりの館
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館の管理運営に関すること ・ レファレンス(窓口業務以外)に関すること ・ 図書館協力・相互貸借に関すること 	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館行事に関すること ・ 貸出・返却・レファレンス等窓口業務に関すること ・ 学校図書館に関すること 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館 ・ びんてまりの館 	

●BCP業務選定表

課名	歴史文化博物館
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会等団体事業に関すること ・各委員会等に関すること 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化博物館 ・郷土の偉人館・西澤眞藏記念館 ・依智泰氏の里古墳公園 ・目賀田城跡公園 	

●BCP業務選定表

課名	給食センター
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・各園・学校への食育指導に関すること ・食育推進事業(各料理講習会、食育セミナー、給食試食会等)に関すること ・研修室等の貸出および施設見学に関すること 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・給食センター 	

●BCP業務選定表

課名	生涯学習課
A 従来どおり、継続しなければならない事務事業	
B 取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業	
C 中断および中止する事務事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育・生涯学習事業、人権教育振興事業、文化振興事業、体育振興事業等の研修会、講座等、各委員会等の会議に関すること 	
D 使用中止施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ハーティーセンター秦荘 ・愛知川公民館 ・町民センター愛知川 ・みゆき公園 ・体育施設(中央スポーツ公園、スポーツセンター、宇曾川グランウンドゴルフ場、豊国運動公園、愛知川体育館、愛知川武道館、ふれあいスポーツ公園) 	